

1 全教職員による校（園）内支援体制の充実

◎ 特別支援教育コーディネーターを中心とした実効的な支援体制づくり

管理職のリーダーシップのもと、**特別支援教育コーディネーターを中心に**、校（園）内委員会や**ケース会議等を実施**して具体的な支援策を検討するとともに、特別支援教育支援員を含めた教職員の間で**役割分担を明確にして実践**する。また、**支援策の定期的な評価や見直し**を行う。

○ 校内研修の活性化

特別支援教育に関する研修受講者による伝達講習や演習の実施、インターネットによる研修講義、外部講師を活用するなどして、障がい特性の理解や必要な支援等を理解し、**全教職員の特別支援教育に関する基礎的な資質の向上**を図る。

○ 特別支援の視点を生かした環境設定・指導の工夫

支援を必要とする子どもにとって分かりやすい授業は全ての子どもにとっても分かりやすい授業であることを意識し、通常の学級においても**落ち着いた教室環境の整備**、学習目標・学習課題の設定、発問や板書の仕方など、具体的な指導の工夫を行う。

支援を必要とする子どもの**特性の理解と個別の支援**、全ての子どもが互いの特性を理解し合い、助け合ってともに成長しようとする**集団づくりをバランスよく行う**。

※「【参考資料】主体的・対話的で深い学びの実現に向けて」（県北教育事務所）

2 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進

◎ 「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の活用の推進

- ・ 「個別の教育支援計画」の作成・活用

本人、保護者の参画や意見等を丁寧に聴いたり、複数の教職員、関係機関（医療、保健、福祉等）と連携したりすることにより、子どもの教育的ニーズを把握し、「**個別の教育支援計画**」を作成する。また、**合理的配慮の内容を明記**し、個に応じた適切な支援と評価を行いながら、**見直し、引き継ぎを行い、活用**する。

- ・ 「個別の指導計画」の作成・活用

各教科等の指導計画や「個別の教育支援計画」の内容を踏まえ、子どもの「よいところ、できるところ」や特性を的確に把握し、自立活動や各教科等の指導目標や内容、支援方法を明確にした「**個別の指導計画**」を作成する。また、**計画・実施・評価・改善を繰り返し、加筆、修正をして活用**する。

◎ 本人、保護者との合意形成に基づく合理的配慮の提供

本人、保護者から**必要な配慮の意思表示**を積極的に聴いたり、もしくは教師、学校から**必要な配慮を提案**したりして、**建設的に話し合う**。どのような場面で、どのような配慮ができるのか、互いに**合意した上で実施**する。

○ 関係機関との連携、特別支援学校のセンター的機能の活用

家庭との信頼関係を大切にし、学習や生活上の課題について共通理解を図る。また、「個別の教育支援計画」などを活用して、医療、保健、福祉等の関係機関との連携や通級指導教室の教職員と子どもの在籍する学校・学級の教職員との定期的な情報交換、進級・進学時の**引き継ぎ等を積極的に実施し、一貫性のある具体的な支援**に努める。

インクルーシブ教育システム推進事業において、**特別支援学校のセンター的機能を活用**するなどして、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室の授業や支援の充実に生かす。

○ 交流及び共同学習の推進

障がいのある子どもと障がいのない子どもが**共に活動する機会**を意図的・組織的・計画的に確保することにより相互理解を図り、社会性や豊かな人間性を育てる。また、担任間の共通理解、校内の学習支援体制を整え、一人一人に必要な合理的配慮を提供し、**双方の子どもにどのような教育効果があるのかを明確にした上で実施**する。

※発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン（平成29年3月文部科学省）